明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○獣医師法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四九）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二二六～二三三）　四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二三四～二三六）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二三七～二三九）　一二
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（**国土交通**一一五〇）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○**農林水産省令第四十九号**

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十二条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎